

有料職業紹介手数料の取扱いについて

紹介手数料

求職者の初年度想定年収の 50%を上限とし個別にご相談いたします。(消費税別途加算)

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 50% を限度とします。 手数料負担者は 求人者 とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 0%
特定の条件により特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日当たり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 0%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 0%

紹介手数料の返還

- ・紹介により就業した求職者が、採用された日から起算して 3 ヶ月以内に本人の一身上の都合で退職した場合は、紹介手数料の一部を返金するものとする。
- ・紹介手数料を一部返金する場合、その返金額はいかなる場合も紹介手数料の 50%相当額を超えない範囲とし、協議の上決定するものとする。